

私（当社）が所有している下記の家屋（部屋）に、大田区感震ブレーカーを取り付けるため、壁・柱など住宅の一部に器具貼りつけ等の加工をすることを承諾します。

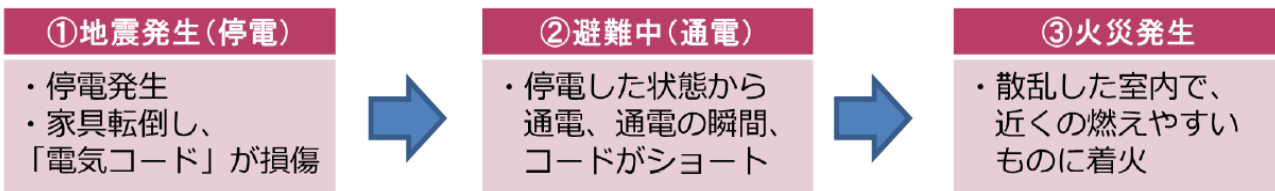
申請者	大田 一郎 様	年 月 日
所在地	大田区 蒲田五 丁目 13 番 14 号	申請者がお書きください。
方書	大田 方 荘 101	
(所有者等)		
住所	大田区池上1-1-0	大家さんに、この部分と日付を記入・捺印してもらってください。
氏名	大家 一 ①	
電話番号	00 (0000) 0000	

※ 大田区は、退去時の壁などの補修費用に関する補償はいたしません。  
 ※ 公営住宅（区営・都営住宅）については、承諾書提出の必要はありません。

通電火災とは・・・

通電火災とは、在宅中に大きな揺れが発生し、直後に停電が発生したことから、通電中の電熱器具の転倒や可燃物の落下・接触、配線の損傷状況等が確認できない場合、または、電源を遮断する余裕がなく避難した後、不在時に停電が復旧し出火したが、不在のため初期消火ができずに発生する火災をいいます。

通電火災 イメージ



→ 感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、通電火災を防止する有効な手段です！

高齢者や障害者の世帯へ  
防災に役立つご案内です。

このパンフレットには申請書・  
家主の承諾書を添付しています。

高齢者や障害者の世帯へ感震ブレーカーの取り付けを行います。

大田区

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、「通電火災」を防止する有効な手段です。

区では、下記の世帯に対し、感震ブレーカー（簡易タイプ）を無料で取り付けします。いざというときに身を守れるように、震災に備えてできることから始めましょう。



感震ブレーカーアダプター ヤモリ



ブレーカーへの取付時（例）

【対象】(1)、(2)の両方の条件を満たす世帯であること。

(1) 次の①～⑤のいずれかに該当する世帯であること

- ① 高齢者（65歳以上）ひとり暮らし
- ② 高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ③ 障害者（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度）の方がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ⑤ 介護保険 要介護3～5の方がいる世帯

(2) 非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること

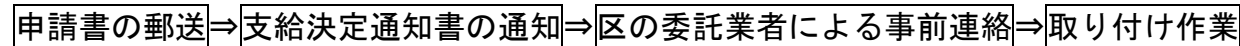
【申込方法】

上記の対象者で支給を希望される方は、以下の要領で申し込んでください。（郵送での取り扱いとなります。送付先は2ページの下にあります。）

- 1 「申請書」「家主の承諾書」（借家・アパートの方のみ）に必要な事項を記入の上、封筒に入れ、84円切手を貼り投函してください。なお、受給資格を証明する書類等を同封する必要はありません。ただし、申請する年度の1月1日の住所が大田区以外の方は、世帯全員の非課税証明書を添付してください。
- 2 申請書の記入に際し、申請者本人が記入できない場合は、代理の方が記入してください。
- 3 借家の場合は、「承諾書」に所有者等の署名・捺印が必要です。

【その他】

1 取り付けまでの流れ



2 費用

器具及び取り付け作業の費用は、区が負担します。申込者が業者に代金を支払うことはありません。

3 時期

支給決定通知書が届いてから、概ね1か月程度を目途に区の委託した業者が事前連絡の上、作業日を確認し、取り付けにお伺いします。

4 設置器具の種類

簡易タイプの「感震ブレーカーアダプター ヤモリ」を取り付けます。なお、分電盤の形状が蓋付きなどにより分電盤への直接の設置が困難な場合は、付属品の「ヤモリ・デ・リモート」も合わせて取り付けます。

5 注意

取り付けを希望されても、分電盤の規格等により器具の取り付けができない場合もありますので予めご了承ください。また万が一、分電盤の老朽化が原因で、取り付け時に分電盤の故障等が発生した場合には、責任を負いかねますので予めご了承ください。

6 借家等の場合

感震ブレーカー取り付けについて、家主の承諾書が必要となります。  
※ 公営住宅（都営・区営住宅）にお住まいの方は、承諾書提出の必要はありません。

7 その他

感震ブレーカーの支給は、**世帯1回限り**です。

個人情報の取り扱いについて  
申請者の個人情報は、申込者の住所、氏名及び電話番号の3項目のみを取付業者に提供します。  
なお、区と業者との契約において、情報の目的外使用や漏洩を禁止しています。

申請書送付先・お問い合わせは・・・  
**〒144-8621**  
**大田区蒲田五丁目13番14号**  
**大田区 総務部 防災危機管理課**  
**電話 5744-1235**  
**FAX 5744-1519**

**申請書記入例**

感震ブレーカー支給申請書

(あて先) 大田区危機管理室長

申請者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

2019年 12月 1日

感震ブレーカーの支給取付を申請します。 日付と太枠内を記入してください。

申請者	住所	郵便番号 ー 丁目 番号			
	ふりがな	大田区 方書 方・荘			
	氏名	電話番号 ( )			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日 ( 歳)			
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)ひとり暮らし / <input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)のみの世帯 <input type="checkbox"/> 障害者(身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~3度)の方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健手帳を交付されている方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険 要介護度3~5度の方がいる世帯				
世帯員(自筆)	氏名	続柄	氏名	続柄	
	氏名	続柄	氏名	続柄	
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・アパート <input type="checkbox"/> 公営住宅				
記入者 本人と違うとき	氏名	申請者との関係			
	住所	電話	( )		
「大田区避難行動要支援者名簿」に関する同意欄 (任意)	<input type="checkbox"/> <b>私は避難行動要支援者に該当し、かつ、別紙「大田区避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」を記載の上、担当部局へ情報提供することについて同意します。</b> ※「大田区避難行動要支援者名簿」： 大田区福祉部福祉管理課が管理している名簿で、地震等の災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者を対象に、ご本人の同意に基づいて登録を勧めている名簿です。名簿は「消防署、警察署、民生委員児童委員、自治会・町会」に提供され、災害時の安否確認や避難支援などが円滑に行われるよう役立てます。				

申請者ご本人と同一世帯の方がいる場合は、自筆で記入してください。

借家・アパートの場合は「家主の承諾書」を提出してください。

同意される方は、別紙を記載の上、支給申請書と一緒に提出してください。

- ※ 感震ブレーカー設置場所の状況により取り付けが困難な場合があります。
- ※ 借家等の場合は、家主の承諾を必ず得てください。(裏面承諾書)
- ※ 設置後の対応について、区は関与しません。
- ※ 引越し等による感震ブレーカー等の取り外しは、各自で対応してください。
- ※ 本支給申請書への記名により、区が申込者及び世帯員の所得状況を公簿で確認することを同意されたことに代えさせていただきます。

以下は、区が記入します。(☑)

確認事項	認定	
○ 借家等の承諾書 <input type="checkbox"/>	可	対象者確認 <input type="checkbox"/> (受給台帳システム確認)
○ 連絡先の確認 <input type="checkbox"/>		世帯人数 <u>    </u> 名 <input type="checkbox"/> (すべて住民税非課税)
○ 福祉管理課への送付 <input type="checkbox"/>	否	事由 1) 対象世帯外 <input type="checkbox"/>